

祝祭日には国旗を掲揚しましょう

# 敬神尊皇 黎 REIMEI 明 報恩感謝

監修/日刊ひぐらし 渋谷区本町1-30-18-107 <http://www.higurashi.net/> 第0025号  
護國青年會議 <http://www.gokoku.net/> 発行人/山本修三 編集人/戸出蒼流 平成18年5月29日

## ● 愛国心と教育基本法

『われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を築くとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。ここに日本国憲法の本質に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。』

**憲法との関係** これは現行の教育基本法の前文である。この前文からも読み取れるよう日本国憲法と教育基本法とは表裏一体の関係にあると言っても差し支えありません。ご承知の通り現行憲法は、連合軍が占領政策を円滑にすることを目的に押し付けてきた憲法であり、云わば連合軍のために制定されたものであって、決して日本国民のための憲法とは言えないものである。昭和21年(1946年)2月当時の連合軍最高司令官のマッカーサーは、日本の民主化を担ったGHQの中核部局である民生局に対して憲法草案の作成を命じた。その際マッカーサーは民生局長のホイットニーに対して、天皇制の民主化 戦争の放棄 封建制の廃止 を主眼に置いた『マッカーサー3原則』を提示し、草案に盛り込むよう指示した。マッカーサーの意を受けたホイットニーは将校たちを呼び集めて、わずか一週間で草案を書き上げ、それを基に日本国憲法が作成されたということは歴史的事実である。そして、注目すべきことは、憲法と同様にGHQの主導で作成されたのが教育基本法であるということだ。

**日教組の犯した罪** その教育基本法を読んでみると、冒頭に紹介した前文からも分かるように、美辞麗句を並べ耳障りの良い文章となっはいるが、国家の尊厳よりも個人の尊厳に重きを置いているのではないかと見紛うばかりである。むしろ個人の尊厳を大切にすることは大事だが、戦後の教育現場を検証してみると、日教組が個人の尊厳を殊更に強調して利用してきたことは否めないことである。また日教組は「等しく教育を受ける」というところを、都合良く「平等主義」としてきたことも事実である。その結果教育現場では信じられない現象が起こっている。一例を挙げれば運動会での徒競走が良い例である。ゴール手前に白線が引かれ、先頭の児童はその白線上で足踏みをして後続の児童を待ち、皆揃ったところで手を繋いで一緒にゴールさせるということが現実に起きているのだ。子供というのは、足の速い子もいれば泳ぎの得意な子もいます、歌の上手い子もいれば勉強が良くできる子もいます、だからこそ、それぞれの特性を伸ばして、良いところは褒め称えてやる必要があるのではないかと思います。然しながら日教組は、個人の尊厳を盾にしてこのように悪しき平等主義をつくりあげてしまったのである。それが活力の無い社会をつくり、ニートやフリーターと呼ばれる若者が増加している一因となっていると言えるのではないだろうか。

**愛国心とは何か** 昭和22年(1947年)GHQの手により制定された教育基本法は、日本国民の民意に基づいて作成されたとは言いがたい代物であり、制定後60年間、一言一句改正されないまま現在に至っています。だが最近になってやっと教育基本法改正の気運が高まり、政府は去る4月28日、改正案を閣議決定し国会に提出した。これを受けて民主党は5月12日、独自の改正案をとりまとめた。与野党の改正案の中でとりわけ注目の的となっているのが「愛国心」の扱いである。愛国心とは文字通り、国を愛する心であると素直に解釈して、改正案に盛り込めば良いのに政府の提出した改正案には何処を探しても愛国心は見当たらない、これは連立相手の公明党に押し切られた結果と云わざるを得ない。言うなれば自民党の国会議員は、選挙で創価学会員の票を手に入れたがために、政治家としての誇りと魂を売り渡してしまったのである。愛国心とは端的に言えば「国を愛する心」であるが、更に踏みこんで言うならば「自分の国家を愛し、誇りに思い、その繁栄を願い、これに奉仕する心」ではないかと思う。人間ならば誰しも、家族を愛し、地域を愛し、国家を愛することは当然のことであり、その当然の行為を否定することは人間性を否定することに繋がる。GHQが日本を占領していた当時、占領軍が最も恐れたことは、日本人の勇敢さであり愛国心であった。故に占領軍は、日本人の皇国史観を根絶し、二度と愛国心が育たない国家にする必要性があり、日本民族を骨抜きにするような現行教育基本法を制定しな

ければならなかったのである。当時から現代に至るまで、米国では幼稚園の頃から幼い子供たちに、愛国心に直結する「忠誠の誓い」を星条旗の前で暗誦させている。しかし米国は、日本に対する占領政策を円滑に行うために、自分の国が最も大切にしていること、即ち愛国心を取り除き、見せ掛けだけの似非民主主義を機軸とする教育基本法を押し付けました。そして日本人は、それまで日本人の美德であった「国家を愛し誇りに思う心」と「国家の繁栄を願う心」と「国家に奉仕する心」を置き去りにして、自ら魂の空白状態に陥ってしまったのである。

**与党改正案の欠陥** 教育基本法が制定されてから幾度と無く改正論議が起こり、根底で左翼思想を是とする政党や宗教団体やマスコミなどの反対によって、悉く潰されてきたが、前述したようにここに来てようやく与野党がそれぞれの改正案をまとめて5月18日に実質的な審議に入った。ここで着目しなければならないことは、与党案が修正されないまま、或いはうわべだけの修正で成立するか否かということである。なぜならば提出された与党案は、失われた日本人の魂を呼び戻すに足る案ではないということであり、以下に述べる3つの点において民主党の改正案の方が与党のそれを凌駕していると言えるからである。

まず第一に取り上げなければならないことは、愛国心の表現である。当初自民党の合同部会では改正案への愛国心の明記は、譲れない三本柱の一つであると言っていたが、公明党イコール創価学会の反対により「伝統と文化を尊重し、それらを育んできたわが国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」という表現に留まり愛国心は何処を探しても見当たらない。与党案の「他国を尊重し」という文言の中には、その国の歴史や文化だけでなく政治機構も含まれるという、ならば小泉純一郎に問う！無辜の同胞を拉致監禁する金正日体制を尊重しろと言うのか、歴史を捏造し反日プロパガンダと内政干渉を繰り返す支那や韓国、そして北方領土を不法に占拠し続けるロシアを尊重しろと言うのか。先日首相のメルマガに同様の質問メールを送ったが返信があったかどうかは言わずもがなのことである。

二番目は宗教的精神の涵養である。これは特定の宗教に肩入れしたり、逆に否定したりすることではなく、森羅万象を敬う気持ち、例えば村の鎮守の森に対して畏敬の念を抱く、人間としての情操を涵養するということである。宗教的精神の欠如された顕著な例として、伊勢神宮を訪れる修学旅行生は、昭和40年までは年間90万人いたが、現在では2万人に減少している。しかも行くには行ったが鳥居の前で解散し、鳥居の中に入ることは禁止されているそうである。こういう事が罷り通っているのが現実である。またある学校では給食の前に「いただきます」と手を合わせると教諭が制止するそうだ。これが日本の教育の現状である限り宗教的精神の涵養は不可欠であると思うが、これも与党案では見事に削除されている。

三番目は現行法の第10条1項の文言である。そこには「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し責任を負って行われるべきものである」とあるが、ここで問題となるのは「不当な支配に服することなく」との文言である。この一節があるために教育行政は悉く攻撃の対象とされ、行政に混乱と停滞を招き、一方、日教組がこの一節を盾に国旗や国歌に異を唱えたり、果ては訴訟を乱発し、公教育を私物化している。こんな文言は削除されて然るべきですが、どういう訳か与党案では削除されなかった。このような与党案に比べて民主党案は、前述した懸案事項が全て払拭されている。しかし民主党が、横路孝弘や岡崎トミ子に代表される左派勢力を押さえ込んで法案をまとめた裏には、国会で過半数を持たない民主党の案は成立しないと踏んだうえで、自民党の分断と従来自民党を支えてきた各種宗教団体の支持を得る目論見があるように思えてならない。だが教育は国家百年の計であり、真っ当な教育基本法を制定するのなら、民主党案を軸に論議を尽くすのが政治家としての国民への責務であると思う。

編集人・戸出蒼流



### - 武蔵陵墓地清掃勤労奉仕 -

平成18年5月23日午前9時15分、神名備に御奉仕させて戴くために同志と共に武蔵陵墓地に馳せ参じた。武蔵陵墓地の新緑は、目映いばかりに光り輝いていた。北山杉の並木は美しく剪定され、訪れる人々が思わず息を呑むほどの見事さである。陵墓内の荘厳且つ静寂な佇まいは、私のような者でも心を研ぎ澄ませることができ、稀有な感銘を与えてくれる。午前10時、職員の説明と指示により作業は開始された。総勢22名という人数の多さもさることながら、勤労奉仕隊の中には、遠路遙々静岡や高知から参加した方もいて低頭の念にかられた。作業は草取りを兼ねた清掃と、敷きつめられた玉砂利をならす仕事の二手に分かれ、多摩陵前から始められた私が担当したのは、重さ10キロほどの金属製のトンボを使い玉砂利を均等にならす作業だが、日頃の不摂生と運動不足がたたり1時間もしないうちに息が上がる有り様だった。しかし私たちが砂利をならし、草をとり、精魂込めて清掃した道を陛下がお歩きになられる事を思うと疲れも忘れ新たな力が漲ってきた。作業は多摩東陵、武蔵野陵、武蔵野東陵と続けられ午前の部が終了した。昼休みを利用して赤心塾塾頭の案内により、天皇・皇后両陛下の御休所、皇太子御夫妻の御休所、皇族の御休所を拝覧させて戴いた。私が立っているこの御部屋で、陛下が御休みになられる御姿を思い浮かべると感慨無量となり、貴重な体験を与えて下さったことに心から感謝致す所存でございます。午後からは御休所の周辺と駐車場の清掃を行い、午後3時過ぎ全ての作業は終了した。作業終了後、昭和聖徳記念財団より、菊の御紋をあしらった和三盆の落雁と、昭和天皇記念館の入場券を頂戴し、勤労奉仕隊はそれぞれの帰路についた。心配された雨も降ることはなく、爽やかな汗を流して清々しい気持ちとなり、心が洗われたような気がした。まさしく御聖徳を戴いた一日であった。

編集人